

答 申

1 審査会の結論

実施機関は、当初の部分公開を取り消し、当初非公開としなかった情報のうち法人情報に該当する情報を非公開とすべきである。異議申立人のその余の申立ては、棄却すべきである。

2 異議申立てに至る経過

公開請求者は、平成17年9月16日付けでいなべ市長（以下「実施機関」という。）に対して、いなべ市情報公開条例（平成15年いなべ市条例第8号。以下「条例」という。）に基づき「地理情報システム構築業務の予定価格がわかる文書と各社が提出した見積書、再見積書」の公開請求を行った。

実施機関は、公開請求に該当する公文書として、いなべ市がいなべ市地理情報システム構築業務を委託する際の業者選定過程で取得し、又は作成した公文書のうち次の公文書を特定した。

ア いなべ市地理情報システム構築業務仕様書特記要件

イ 6月23日付けで各業者がいなべ市へ提出した見積書（7社分）

ウ 7月4日付けで各業者がいなべ市へ提出した見積書（上記7社中の4社分）

実施機関は、前記（2）のイ及びウの見積書には実施機関以外の第三者の情報が含まれていると判断し、平成17年10月4日付けで7社全てに対して公文書の開示に係る意見を照会した。

なお、実施機関は、公開決定に際して30日間の決定期間の延長を行い、公開請求者あてに通知した。

第三者は、平成17年10月12日から同月17日までの間に回答したが、その内容は、見積書の公開に関して条件付きのもの（他社と同じ内容の公開ならば公開に反対しないというもの）を含めて全て公開に反対するというものであった。

実施機関は、平成17年10月31日付けで前記（2）のア、イ及びウについて部分公開の決定（以下「本件処分」という。）をした。本件処分の内容は、アを全て公開し、イ及びウ（以下「本件対象公文書」という。）を部分的に公開するというものである。

実施機関は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第13条第3項の規定を準用し、公文書の公開の日時を平成17年11月14日とし、決定日から公開実施までに2週間の期間を置き、公開請求者あてに通知した。また、第三者に対しても本件処分の内容を通知し、さらに本件処分について行政不服審査法に基づく不服申立てができることを通知した。

なお、条例は法第13条第3項に相当する規定を置いていないが、実施機関は反対意見を提出した第三者が公文書の公開の実施前に当該決定を争う機会を保障する必要があると判断したものである。

反対意見を提出した7社のうち5社が平成17年11月10日又は同月11日付けで実施機関あてに部分公開決定の取消しを求めて異議申立てをした。

実施機関は、平成17年11月11日付けで異議申立てのあった5社分の見積書については、本件異議申立てに係る決定をするまでの間、職権で部分公開決定の効力を停止するとともに、平成17年11月15日付けでいなべ市地理情報システム構築業務仕様書特記要件及び残り2社の見積書について部分公開を実施した。

実施機関は、平成17年11月21日付けで条例第14条に基づきいなべ市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問した。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、条例第7条第5項及び第三者情報等の意見聴取に関する事務取扱要領（平成16年いなべ市訓令第12号）に基づく手続により反対意見書を提出した本件処分に係る利害関係人である第三者らからの申立てである。

本件異議申立ての趣旨は、本件対象公文書のうち見積書の一部を公開することとした決定を取り消し、全部を非公開とし、又は公開するとしても公開する箇所を局限することを求めるものである。

異議申立ての理由

異議申立人らの主張はそれぞれ次のとおりであって、実施機関の部分公開決定は取り消されるべきであるというものである。

A社 見積書は、申立人の生産技術上のノウハウや営業秘密に属する情報である。また、申立人の取引先に係る直接経費の項目に係る情報があり、種別、数量及び金額を示しており、原価が容易に明らかとなる。これらの情報が明らかとなると申立人とその調達先との今後の取引、交渉等に困難を来し、調達先の申立人に対する信頼を失う可能性がある。したがって、条例第9条第3号本文に該当する情報であり公開すべきではない。

B社 見積書は、原価等ノウハウ的要素が強いものであり、公開すべきものではない。

C社 見積書は、地理情報システムに対する技術戦略を示す企業情報である。システム及びデータ構築詳細は、研究開発によって取得したものであって公開していない。

D社 見積書は、当社独自の積算手法を用いて作成しており、当社の営業戦略を反映しているため、公開されると競争上の地位その他正当な利益を害するものである。また、契約締結に至らず、いなべ市以外の第三者に対して公開する義務はないと考えている。

E社 見積書の詳細項目は、条例第9条第3号に定める法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するものと認められ、同条第4号に定める法人等と市との信頼関係が損なわれ、将来その協力を得ることが困難になるおそれがあり、及び同条第7号に定める事務事業の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正又は円滑な執行に支障を生ずるおそれがある情報である。

4 実施機関の説明要旨

実施機関は、次の理由により本件対象公文書を部分公開とした。

本件対象公文書について

いなべ市は、いなべ市地理情報システム構築業務を委託する際の業者選定に際し、各提案業者から技術提案を受けて審査し、具体的な契約交渉の相手方を決定する方式（プロポーザル方式）を採用した。本件対象公文書は、いなべ市が業者選定過程で取得したものであり、各提案業者がいなべ市の仕様に基づき、又は独自に提案した技術内容について積算した見積書である。

条例第9条第3号該当性について

見積書に記載された単価又は単価算出根拠、金額及び諸経费率算出方法又は諸経费率は、見積額の算出に至った経過を示すものであり、各社独自の方法を採用している。これらの情報は、一般に公表されていない情報であるため、公開することにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものに該当すると判断した。

契約締結に至らなかった提案業者の見積書中の提出業者の文書記号、法人名、法人印影、代表者等の氏名及び代表者等の印影は、当該見積書を提出した法人名が特定される情報である。これらの情報は、既に公開されている情報と照合することによりいなべ市地理情報システム構築業務を委託する際

の業者選定に係る法人に対する市の評価が明らかとなる。市の評価が明らかになることにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するものである。

条例第9条第3号ただし書該当性について

本件対象公文書の情報は、法人等の情報であっても事業活動によって生じる危害から人の生命、身体及び健康を保護し、又は違法若しくは著しく不当な事業活動によって生ずる支障から市民の生活を保護するため公開することが必要である情報とはかかわりのない情報である。したがって、条例第9条第3号ただし書ア、イ又はウに定める法人等情報の例外に該当しないことは、明らかである。

5 審査会の判断

基本的な考え方について

いなべ市情報公開条例の制定目的は、市民の公文書の公開を請求する権利を明らかにし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進するというものである。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害され、又は行政の公正かつ適正な運営が損なわれるなど公益を害することがないよう、原則公開の例外を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となった公文書は、いなべ市がいなべ市地理情報システム構築業務を委託する際の業者選定過程で取得した公文書のうち、各提案業者の提案内容について各社が積算した見積書である。当審査会において当該文書を確認したところ、見積書の構成は各業者独自の様式であるが、その種類及び記載された内容はおおよそ次のとおりであり、法人に関する情報であると認められる。

ア 見積書表紙

件名、見積総額、見積条件並びに各提案企業の法人識別情報〔提案業者名が特定される文書記号、社名（支店名又は営業所名を含む。）、社印（支店印又は営業所印を含む。）、代表者名（支店長名又は営業所長名を含む。）及び代表者印（支店長印又は営業所長印を含む。）をいう。以下同じ。〕及び項目別見積に係る情報が記載されている。

見積条件には、見積項目に係る情報又は提案内容に係る情報が含まれている。

項目別見積に係る情報は特定1社が記載し、当該内容は下記イの内訳総括表の内容に相当するものと認められる。

イ 内訳総括表

件名、項目、項目ごとの見積金額、間接経費（諸経費）見積総額にかかる情報が記載されている。

なお、項目は、いなべ市が作成した仕様書に基づく業務並びに各業者が独自に提案した業務及び各業者の調達品に係る情報である。

ウ 内訳書及び明細書

項目ごとの見積金額を算出するものであって各項目の業務に必要な作業内容並びに構成、数量、単価及び金額が記載されている。

エ 内訳総括表と内訳書を兼ねた内容に相当する内訳書

件名、項目、項目ごとの見積金額、間接経費、見積総額及び項目ごとの見積金額を算出するものであって各項目の業務に必要な作業内容並びに構成、数量、単価及び金額が記載されている。

条例第9条第3号について

本号は、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保護する必要があることから、事業活動に係る情報で、公開することにより、当該法人又は個人の競争上の地位その他正当な利益が

害されると認められるものが記録されている公文書は、非公開とすることを定め、一方で本号ただし書は、法人等の情報であっても事業活動によって生じる危害から人の生命、身体及び健康を保護し、又は違法若しくは著しく不当な事業活動によって生ずる支障から市民の生活を保護するため公開することが必要であると認められる情報が記録されている公文書は、本号本文に該当する場合であっても、公開することとしている。

ア 条例第9条第3号本文の該当性について

- (ア) 見積書表紙中の法人識別情報(契約締結に至らなかった業者に係るものに限る。)は、既に公開されている情報と照合することによりいなべ市地理情報システム構築業務を委託する際の業者選定に係る法人に対するいなべ市の評価が明らかとなる。公的機関である市の評価が明らかになることにより、今後同様のシステムを導入する他の自治体等での判断に影響を与えるおそれがあり、提案業者の不利益となるおそれが認められるので、当該情報は条例第9条第3号本文に該当すると判断する。
- (イ) 見積書表紙中の見積条件は、プロポーザル方式を採用したいいなべ市の要請に応じて業者がした独自の提案内容に係る情報である。技術提案型の営業活動で提出した見積書には、提案業者が通常では公表又は公開していない情報が記載されているものと認められ、又は提案項目そのものが提案業者の独自性であり、営業上の秘密に属するものと考えられる。これらの情報を公開することは、各提案業者の今後の営業活動において、支障が生じること、又は競争上の不利益を受けることが予想されるので、当該情報は条例第9条第3号本文に該当すると判断する。
- (ウ) 見積書表紙中の項目別見積に係る情報であって内訳総括表中の提案業者の独自提案に相当する情報は、前記(イ)と同様に、条例第9条第3号本文に該当すると判断する。
- (エ) 内訳総括表及び内訳総括表と内訳書を兼ねた内容に相当する内訳書中の提案業者の独自提案に係る情報は、前記(イ)と同様に、条例第9条第3号本文に該当すると判断する。
- (オ) 内訳総括表及び内訳総括表と内訳書を兼ねた内容に相当する内訳書中の項目別の見積金額は、前記(イ)と同様に、条例第9条第3号本文に該当すると判断する。
- (カ) 内訳総括表及び内訳総括表と内訳書を兼ねた内容に相当する内訳書中の提案業者の調達品に係る情報は、公開することにより、提案業者と調達先の今後の取引に支障を生じるおそれが認められ、条例第9条第3号本文に該当すると判断する。
- (キ) 内訳書又は明細書は、項目別の積算根拠及び積算過程を示す情報であり、各提案業者の独自の手法、方針等に基づいて作成されているものと認められる。地理情報システムの構築に必要なコストをどのように積算するかは各提案業者の経営方針にかかわる情報であると考えられ、当該情報は条例第9条第3号本文に該当すると判断する。
- (ク) 内訳総括表と内訳書を兼ねた内容に相当する内訳書中の前記(キ)に相当する情報は、前記(キ)と同様に、条例第9条第3号本文に該当すると判断する。

イ 条例第9条第3号ただし書該当性について

本件対象公文書の情報は前記(2)に記載のとおりであり、法人等の情報であっても事業活動によって生じる危害から人の生命、身体及び健康を保護し、又は違法若しくは著しく不当な事業活動によって生ずる支障から市民の生活を保護するため公開することが必要である情報とは認められないので、ただし書ア、イ又はウのいずれにも該当しないと判断する。

条例第9条第4号について

市は行政の執行に当たり、個人又は法人等から法令等の規定に基づく義務としてではなく、その個人又は法人等の任意協力に基づいて情報を得ている場合が多く、これらの情報の中には、公開しない

ことを条件として提供されているものも多くある（非公開条件情報、任意提供情報）。本号は、このような情報が当然に公開されることが信義に反するばかりでなく、その個人又は法人等との信頼関係が損なわれ、将来協力を得ることも難しくなるので、非公開とすることを定めたものである。

ア 条例第9条第4号の該当性について

いなべ市は、本件対象公文書を取得した際、提案業者に対して非公開を条件としていない。また、提案業者においてもその提出の際に非公開を条件として提出することを明らかにしていないので、当該情報は条例第9条第4号に該当しないと判断する。

条例第9条第7号について

実施機関が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、公開することにより、事務事業の目的が損なわれたり、事務事業の適正な執行に著しい支障が生じるおそれがある公文書については、非公開とすることを定めたものである。

ア 条例第9条第7号の該当性について

本号は、実施機関における今後の事務事業への支障等から非公開とすることを定めたものと認められる。実施機関が本件公開請求に係る公文書公開等の決定をする時点で、いなべ市はいなべ市地理情報システム構築業務に係る契約を完了させているので、当該事務に支障が生じるおそれはないものと考えられ、当該情報は条例第9条第7号に該当しないと判断する。

結論

よって、主文のとおり答申する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会処理経過

年月日	処理内容
平成 17 年 11 月 21 日	諮問書受理
平成 17 年 11 月 24 日	実施機関の経過及び非公開理由説明（第 6 回審査会）
平成 18 年 4 月 27 日	審議及び実施機関の追加説明（第 10 回審査会）
平成 18 年 5 月 22 日	審議（第 11 回審査会）
平成 18 年 6 月 22 日	審議及び異議申立人意見陳述（第 12 審査会）
平成 18 年 7 月 27 日	審議及び異議申立人意見書確認（第 13 回審査会）
平成 18 年 8 月 24 日	審議（第 14 回審査会）
平成 18 年 9 月 28 日	審議及び答申（第 15 回審査会）

いなべ市情報公開・個人情報保護審査会

役 職	氏 名	備 考
会 長	坂東 行和	四日市大学総合政策学部教授
会長代理	伊藤 裕	鈴鹿国際大学国際学部教授
委 員	伊藤 征記	地元有識者 団体役員
委 員	杉岡 治	弁護士
委 員	杉浦 肇	弁護士